

大崎市 1

事業名	大崎市エコ改善推進事業補助金
事業主体	大崎市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	大崎市では、地球温暖化防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民・事業者が行う設備の設置や導入を支援します。
補助対象要件	・市内に住所を有する者・事業者で、市税の滞納がない者・事業者。(転入予定者も含む) ・自己の居住・事務所として使用または使用する予定のある建物において補助事業を行う者。 ・過去に同一事業区分の大崎市エコ改善推進事業補助金又は大崎市エコ生活支援事業補助金を受けていないこと。 (第1期) 助成対象事業にかかる契約日が令和7年6月1日以降であり、令和7年12月1日から令和8年5月31日までに設置(引渡)が完了していること。 (第2期) 助成対象事業にかかる契約日が令和7年6月1日以降であり、令和8年6月1日から11月30日までに設置(引渡)が完了していること。
補助金額等	●助成対象事業 ①太陽光発電設置事業 (1キロワット当たり10,000円, 上限50,000円) ②定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業 (1台100,000円) ③V2H充放電設備設置事業 (1台50,000円) ※市内の事業者(法人の場合は主たる事業所または事務所)による施工または購入の場合は、補助金額に5,000円を加算。
補助申請期間	(第1期) 令和8年6月1日～6月30日(引渡日: 令和7年12月1日～令和8年5月31日) (第2期) 令和8年12月1日～12月18日(引渡日: 令和8年6月1日～11月30日) ※当該設置(引渡)後の事後受付とし、予算額を超過した場合は抽選による。
その他	
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenka/1/1/1671.html
お問合せ先	大崎市市民協働推進部環境保全課 0229-23-6074 E-Mail:kankyo@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市住宅新築移住支援事業						
事業主体	大崎市						

対象者	☒ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者			
対象工事	☒ 新築(建設)	☐ 改修・増築		☐ 購入			
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	大崎市では、若者世帯の定住促進を目的とし、移住する若者世帯に対して、移住に係る費用の軽減をはかるため、予算の範囲内で大崎市住宅新築移住支援事業の補助金を交付します。
補助対象要件	補助対象者：次の要件をすべて満たす人 1. 申請者およびその配偶者が大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人など ※大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人などとは次のいずれかに該当すること A. 大崎定住自立圏（大崎市，色麻町，加美町，涌谷町及び美里町の区域をいう。以下同じ。）及び隣接市（栗原市及び登米市をいう。以下同じ。）以外に居住している人で申請しようとする日から起算して過去３年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 B. 申請する年度の４月１日以降に大崎市の新築した住宅に移住した人で移住した日から起算して過去３年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 C. 大崎市内の賃貸住宅に居住している人で，その期間が３年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の３年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 D. 申請する年度の４月１日以降に新築した住宅に大崎市内の賃貸住宅から住所を異動した人で，その賃貸住宅に居住した期間が３年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の３年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 2. 配偶者のいる人または実績報告提出までに婚姻を予定している人 3. 申請する年度の３月３１日に４０歳以下の人 4. １０年以上の住宅ローン（金融機関によるものに限る）を借り入れる人またはその配偶者 5. 住宅の完成後，実績報告提出までに新築した住宅に居住する人 6. 新築する（した）宅地が補助対象区域内にある人 ※補助対象区域については直接お問合せください 補助対象工事費 一戸建ての住宅の新築工事費用 二世帯（申請者または配偶者の親世帯）が居住するための長屋を含む
補助金額等	基礎額に加算額を加えた額 基礎額：対象工事費のうち住宅ローンの借入金を充当する額の１０％（限度額１００万円） 加算額：次の該当する項目に応じて金額を加算 ・多子世帯：申請する年度の３月３１日に１５歳以下の子どもが２人以上いる世帯 借入金の２％（限度額２０万円） ・市内に本社のある工事施工者が元請け業者 借入金の１％（限度額１０万円） ・地区計画区域内または土地区画整理事業区域内 借入金の１％（限度額１０万円） ・下水道処理区域内または農業集落排水事業区域内で下水道に接続している場合に限る 借入金の１％（限度額１０万円）

補助申請期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予算がなくなり次第終了）
その他	・住宅の工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。 ・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。 ・居住する日または居住した日が住宅の新築工事が完了した日から1年を経過していないこと。 ・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。要件に適合しているか確認のため補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3180.html
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話：0229-23-2108 Eメール：kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市住宅購入移住支援事業
事業主体	大崎市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	大崎市では、若者世帯の定住促進を目的とし、移住する若者世帯に対して、移住に係る費用の軽減をはかるため、予算の範囲内で大崎市住宅購入移住支援事業の補助金を交付します。
補助対象要件	補助対象者：次の要件をすべて満たす人 1. 申請者およびその配偶者が大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人など ※大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人などとは次のいずれかに該当すること A. 大崎定住自立圏（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の区域をいう。以下同じ。）及び隣接市（栗原市及び登米市をいう。以下同じ。）以外に居住している人で申請しようとする日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 B. 申請する年度の4月1日以降に大崎市の購入した住宅に移住した人で移住した日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 C. 大崎市内の賃貸住宅に居住している人で、その期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 D. 申請する年度の4月1日以降に購入した住宅に大崎市内の賃貸住宅から住所を異動した人で、その賃貸住宅に居住した期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 2. 配偶者のいる人または実績報告提出までに婚姻を予定している人 3. 申請する年度の3月31日に40歳以下の人 4. 10年以上の住宅ローン（金融機関によるものに限る）を借り入れる人またはその配偶者 5. 住宅の購入後、実績報告提出までに購入した住宅に居住する人 6. 購入する（した）宅地が補助対象区域内にある人 ※補助対象区域については直接お問合せください 補助対象経費 ・一戸建ての住宅（二世帯（申請者または配偶者の親世帯）が居住するための長屋を含む）の購入費用 ・マンションの購入費用
補助金額等	基礎額に加算額を加えた額 基礎額：対象経費のうち住宅ローンの借入金を充当する額の10%（限度額100万円） 加算額：次の該当する項目に応じて金額を加算 ・多子世帯：申請する年度の3月31日に15歳以下の子どもが2人以上いる世帯 借入金の2%（限度額20万円） ・市内に本社のある業者または市内に居住している個人から購入 借入金の1%（限度額10万円） ・地区計画区域内または土地区画整理事業区域内 借入金の1%（限度額10万円） ・下水道処理区域内または農業集落排水事業区域内で下水道に接続している場合に限る 借入金の1%（限度額10万円）

補助申請期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予算がなくなり次第終了）
その他	・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。 ・居住する日または居住した日が住宅を購入した日から1年を経過していないこと。 ・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。要件に適合しているか確認のため補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。 ・大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業との併用は可能ですが、加算額は併用できません。
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikuijuutakuka/2/1/1/3179.html
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話：0229-23-2108 Eメール：kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業
事業主体	大崎市

対象者	☒ 個人(持ち家)			☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)			☒ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	大崎市では、若者世帯の定住促進を目的とし、移住する若者世帯に対して、移住に係る費用の軽減をはかるため、予算の範囲内で大崎市住宅購入に伴うリフォーム移住支援事業の補助金を交付します。
補助対象要件	補助対象者：次の要件をすべて満たす人 1. 申請者およびその配偶者が大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人など ※大崎定住自立圏及び隣接市以外に居住している人などとは次のいずれかに該当すること A. 大崎定住自立圏（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の区域をいう。以下同じ。）及び隣接市（栗原市及び登米市をいう。以下同じ。）以外に居住している人で申請しようとする日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 B. 申請する年度の4月1日以降に大崎市に購入した住宅に移住した人で移住した日から起算して過去3年以内に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 C. 大崎市内の賃貸住宅に居住している人で、その期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 D. 申請する年度の4月1日以降に購入した住宅に大崎市内の賃貸住宅から住所を異動した人で、その賃貸住宅に居住した期間が3年以内でかつその賃貸住宅に居住する前の3年間に大崎定住自立圏及び隣接市に居住していない人 2. 配偶者のいる人または実績報告提出までに婚姻を予定している人 3. 申請する年度の3月31日に40歳以下の人 4. リフォーム工事終了後、実績報告提出までにその住宅に配偶者と共に住宅に居住する人 5. 自らが居住するために購入した住宅のリフォーム工事を発注する人またはその配偶者 補助対象経費 ・一戸建ての住宅（二世帯（申請者または配偶者の親世帯）が居住するための長屋を含む）のリフォーム費用 ・マンション（専有部分）のリフォーム費用 ※リフォーム工事…建設業者に請け負わせて行う住宅の修繕工事、模様替え工事または増築工事（同一棟で住宅部分の増築をいい、離れ（棟別で住宅に付属する住宅部分をいう。）の増築を含む
補助金額等	基礎額に加算額を加えた額 基礎額：リフォーム工事費の3分の1（一戸建て住宅限度額50万円、マンション限度額40万円） 加算額：次の該当する項目に応じて金額を加算 ・多子世帯：申請する年度の3月31日に15歳以下の子供が2人以上いる世帯 対象工事費の6分の1（一戸建て住宅限度額20万円、マンション限度額10万円） ・市内に本社のある工事施工者が元請け業者 対象工事費の6分の1（一戸建て住宅限度額20万円、マンション限度額10万円） ※加算額の対象工事費は、基礎額で対象となった工事費を除いたリフォーム工事費です。 ※両方の加算を受ける場合、対象工事費を重複することはできません。

補助申請期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予算がなくなり次第終了）
その他	・補助金の申請はリフォーム工事に着手する前に行ってください。 ・実績報告書は申請した年度の3月31日までに提出してください。 ・建築確認申請が必要なリフォーム工事は、工事が完了したら建築基準法による検査済証の交付を受けてください。 ・建築基準法に適合しないリフォーム工事は補助金の対象になりません。 ・補助金の交付を受けた日から5年以内に要件に適合しなくなった場合は補助金の返還を求めます。要件に適合しているか確認のため補助金交付から3年・5年目に届出を提出していただきます。 ・大崎市住宅購入移住支援事業との併用は可能ですが、加算額は併用できません。
ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikujuu-takuka/2/1/1/3178.html
お問合せ先	大崎市建設部建築住宅課住宅担当 電話：0229-23-2108 Eメール：kenchiku@city.osaki.miyagi.jp

事業名	おおさき地域材需要拡大支援事業補助金
事業主体	大崎市

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	市は、二酸化炭素吸収源の確保対策として、市産材利用住宅を普及し、間伐により生産された木材の活用など効果的な二酸化炭素の固定により、地球温暖化防止に貢献します。さらに、市産材の需要拡大を通じて、林業・木材産業などの活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図るため、主要構造部材に市産材や市産材で優良みやぎ材を一定以上使用する住宅の建て主に補助金を交付します。
補助対象要件	・自ら居住用とするため、市内に新築する一戸建て木造住宅であること ・市産材を、梁や柱などの主要構造部材に50%以上、かつ、市産材で優良みやぎ材を40%以上使用する住宅であること ・市内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工する住宅であること ・事業実施年度の3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、市産材及び市産材で優良みやぎ材の使用量並びに現地の確認が可能な住宅であること 対象者 ・市税に未納のない人 ・建築基準法の建築確認済証の交付を受けている人 ・住宅の建設現場を見学会などの市産材PRの場に提供し、市産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる人 ・市産材及び市産材で優良みやぎ材の使用について、確認調査を受ける人 ・国が実施する住宅の木材費補助を受けない人
補助金額等	大崎市産材1立方メートルあたり14,000円、上積みとして、市産材で優良みやぎ材1立方メートルあたり4,000円の金額を補助します。（25万円を上限）
補助申請期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予算額に達した時点で受付終了） 募集戸数：先着17戸程度（9戸程度）
その他	※要件を満たせば県の「県産材利用サステナブル住宅普及促進事業」との併用が可能です。詳しくは宮城県林業振興課ホームページを参照願います。 ※すでに住宅が完成している場合は助成の対象となりません。
ホームページ	大崎市ウェブサイト「おおさき地域材需要拡大支援事業補助金」を掲載しています。 https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu/norinshinkoka_1/5/1/15659.html
お問合せ先	大崎市産業経済部農村環境整備課 林政担当 tel:0229-23-2318 fax:0229-23-7578 Eメール:nouson@city.osaki.miyagi.jp

事業名	大崎市危険空家等除却費補助金						
事業主体	大崎市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け ☐ その他

概要	市民の安全及び安心で良好な生活環境並びに地域社会を確保するため、危険な空家等の所有者等が行う当該空家等の除却に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもの。
補助対象要件	◆大崎市危険空家等除却費補助金交付要綱による ◆補助対象者 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 次に掲げる者 ア 市内に所在する空家等の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に記載されている者（以下「所有者」という。）又はその後見人 イ 所有者の相続人（以下「相続人」という。） ウ 空家等の管理者（法人を除く。以下「管理者」という。） (2) 本市市税に滞納がない者。ただし、後見人が申請する場合は、この限りでない。 (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者 (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定による命令を受けていない者 ◆補助対象工事 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、別表に定める基準を満たす空家等の除却工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ※別表には、建物の危険度を調査する項目が定められています。 (1) 昭和56年5月31日以前に建築された空家等であること。 (2) 新築又は改築等建替えに伴う除却でないこと。 (3) 所有権又は賃借権以外の権利が設定されていない空家等であること。 (4) 市内に事業所を有する法人又は個人で、県知事による解体工事業者登録を受けたもの又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けたものが行う工事であること。
補助金額等	◆補助金の額 補助金の交付額は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、30万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
補助申請期間	令和8年4月1日～
その他	ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

ホームページ	https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenkaakiyataisakusuishinshitsu/3137.html
お問合せ先	大崎市市民協働推進部環境保全課 0229-23-6074 E-Mail:kankyo@city.osaki.miyagi.jp